

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人
情報保護評価書案について

意見募集期間

平成30年（2018年）

10月9日（火）～11月7日（水）

お問い合わせ先：市民部窓口サービス課
電話 046-822-8312（直通）

横 須 賀 市



◆ 住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書案について

1 意見募集の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づき、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成27年10月からはじまりました。

この制度は、全国民に付番されるマイナンバーを活用し、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上を図るためのものです。

番号法において、市町村等は、マイナンバーを含んだ個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の漏えい等のリスクを軽減するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする前には、情報の漏えい等の危険性などについて自ら評価を行い、リスクを軽減するために採る措置や手順等を記載した評価書を作成することとなっています。

また、特定個人情報を取り扱う事務の変更が生じる場合、変更の内容により評価の再実施を行うことが求められています。

この評価書の作成等に当たっては、対象人口30万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う場合に、市民の皆様からご意見を募集し、第三者による点検を受ける必要があります。

今回のお示しする評価書案は、住民基本台帳に関する事務において、住民票の写し等のコンビニ交付サービスを開始する予定であることから、特定個人情報ファイルの取扱いが一部変更になるため、市民の皆さまのご意見を募集するものです。

2 評価書の概要

[基本情報]

住民基本台帳事務の内容について説明しています。関係するシステムとしては、住民基本台帳システム（以下、「既存住基システム」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）が中心ですが、今回、コンビニ交付サービスを実現するために新たなシステムの追加を予定しています。

また、これらのシステムにおいて、次の特定個人情報ファイルを取り扱うことを明らかにしています。

- (1) 住民基本台帳ファイル
- (2) 本人確認情報ファイル
- (3) 送付先情報ファイル

[特定個人情報ファイルの概要]

各ファイルの内容、使用方法、委託の有無、提供又は移転の有無などを記載しています。

(1) 住民基本台帳ファイル

住民基本台帳ファイルは住民票を整備するため、法令に基づき、住所・氏名・生年月日その他の情報を収集し、台帳として管理しているものです。

このファイルに関しては、既に2つの委託契約があります。既存住基システムの保守管理及び住民票等の郵送請求事務について民間事業者と業務委託契約を締結していますが、新たにコンビニ交付サービスを開始するためのシステム構築等について委託契約を予定しています。

また、番号法に基づいて実施している情報提供ネットワークを介しての他の自治体等への住民票関係情報の提供について記載しています。

(2) 本人確認情報ファイル

このファイルは、既存住基システムから抽出された本人確認情報（住所・氏名・生年月日・性別・住民票コード等）を、CS（コミュニケーション・サーバー）を通じて住基ネットに提供し、都道府県及び地方公共団体情報システム機構が利用できるようにしているものです。

CSの運用保守管理は、民間事業者と業務委託契約を締結しています。

(3) 送付先情報ファイル

このファイルは、マイナンバーの「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」の送付先情報等を提供するため、住基ネットから地方公共団体情報システム機構へ送付するものです。

[特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策]

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載するものです。

(1) 住民基本台帳ファイル

個人情報の入手の際には、厳格な本人確認のもとに正確な情報を取得し記録しています。住民基本台帳ファイルに入力された特定個人情報は、アクセス権限が管理され、その履歴はすべて記録されます。

委託先においても市と同様な厳格な管理がなされるよう徹底しています。特に契約においては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を添付し特定個人情報の適正管理を担保します。

(2) 本人確認情報ファイル

本人確認情報の入手先は既存住基システムに限定されるため、住民基本台帳ファイルの適正な管理が基本になります。CSにおいては、既存住基システムから入手することとされている情報以外は入手できません。

また、不正な操作がないことを操作履歴により適時確認します。システム上、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製は行えない仕組みとしています。

住基ネットと連携する関係において、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー及び端末双方でウイルスチェックを実施します。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し可能な限り最新のものを使用します。

(3) 送付先情報ファイル

送付先情報の入手先は既存住基システムに限定されているため、住民基本台帳ファイルの適正管理が基本になります。管理状況は、(2) 本人確認情報ファイルと同様です。

CSと地方公共団体情報システム機構との間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報提供はできない仕組みとなっています。

[その他のリスク対策]

情報管理が適正に実施されているかどうかについて、内部監査を継続し実施体制及び監査内容の充実を図ります。

3 今後のスケジュール

- (1) 平成30年12月21日 横須賀市個人情報保護運営審議会による第三者点検
- (2) 平成31年1月 評価書完成後、国の個人情報保護委員会への提出・公表

意見の提出方法

1 提出期間 平成30年（2018年）10月9日（火）から11月7日（水）まで

2 あて先 市民部窓口サービス課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・市民部窓口サービス課（市役所本館1階）

・市政情報コーナー（市役所本館2号館1階34番窓口）

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 市民部窓口サービス課

（3）ファクシミリ

046-822-1625

（4）電子メール

cs-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。